

北海道表彰規則

北海道表彰規則（昭和 4 4 年北海道規則第 5 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類）

第 2 条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- （1）表彰状による表彰
 - ア 北海道功労賞
 - イ 榮譽賞等
 - ウ 北海道文化賞等
 - エ 北海道スポーツ賞
- （2）感謝状による表彰
- （3）賞状による表彰

（北海道功労賞）

第 3 条 北海道功労賞は、本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著な個人又は団体に対して贈呈する。

（榮譽賞等）

第 4 条 榮譽賞等は、広く道民に敬愛され、道民に希望と活力を与えている個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

- 1 榮譽賞 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの
- 2 榮譽をたたえて 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が顕著なもの

（北海道文化賞等）

第 5 条 北海道文化賞等は、本道の発展に功績のあった個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

- （1）北海道文化賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの
- （2）北海道文化奨励賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が期待されるもの
- （3）北海道科学技術賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なもの
- （4）北海道社会貢献賞 多年地方自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、生活環境の保全等に貢献し、その功績が顕著なもの
- （5）北海道産業貢献賞 多年産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- （6）北海道善行賞 他の模範となるような善行又は努力をしたもの

（北海道スポーツ賞）

第 6 条 北海道スポーツ賞は、スポーツ競技会において特に優れた成績を収めた個人若しくは団体又はスポーツの振興に寄与した個人若しくは団体に対して贈呈する。

（感謝状による表彰）

第 7 条 感謝状による表彰は、前 2 条に定めるもののほか、道行政に寄与し、その功績が著しく、感謝するに足ると認められる個人又は団体に対して行う。

（賞状による表彰）

第 8 条 賞状による表彰は、審査会、品評会、共進会その他の催し等において特に優れた成績を収め、賞するに足ると認められる個人又は団体に対して行う。

（表彰の方法）

第 9 条 表彰状、感謝状及び賞状の贈呈は、副賞を添えて行うことができる。

- 2 前条の表彰は、賞状に代えて賞品又は賞金を贈呈して行うことができる。

（公表）

第 10 条 知事は、第 3 条から第 6 条までの規定による表彰を決定したときは、その決定したものの氏名、名称等について、道民に広く周知できる方法により公表するものとする。

（雑則）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。